

[2017.7.7.パノリム報道資料]

## LCD 生産職の白血病被害、産業災害に初認定

－サムソンディスプレイ天安事業場の生産職女性労働者に発生した『慢性骨髄性白血病』に、勤労福祉公団(ソウル業務上疾病判定委員会)が業務上疾病に該当すると判定。

### 判 定 要 旨

- たとえ疫学調査の結果、ベンゼン、ホルムアルデヒド、電離放射線、極低周波磁場への暴露レベルが低いものと推定し、業務関連性が低いと判断したとしても、このような一回性の測定結果が過去に被災者が働いていた作業環境、すなわち日常的、継続的な作業過程で生じる実際の有害物質への暴露状況を把握するのには限界がある。
- たとえそれぞれの有害物質の暴露レベルが独自に発病させる程ではなくても、色々な有害物質に、複合的に、長期間暴露した場合、白血病の発病または悪化をもたらす可能性がある。
- 被災者に白血病発病に関連した遺伝や持病など、非職業的な発病要因がないこと。サムソン電子が最初の職場であり、白血病の潜伏期間を考慮した時、サムソン電子を退職した後の要素が原因となって白血病が発病したとは見られない。発病時の被災者の年齢はわずか25才であった。
- したがって、被災者に発生した白血病と業務との間に相当因果関係があるので、業務上疾病と認定される。

### 判定の意味

- LCD 生産職の白血病発生に対して、産業災害と認定された最初の事例。
- 疫学調査の限界と問題点の指摘と、過去の作業環境での有害要因暴露状況に対する積極的な把握の必要性を提示。
- 産業災害補償保険法上の業務関連性に関する立証責任が、被災者側にあることに対する制度的な改善策作りを急ぐ。

## [添付]事件概要と経過、示唆する点

### 1、事件の概要

- 災害事業場：サムソンディスプレイ天安事業場(被災当時はサムソン電子)。
- 申請趣旨：被災労働者キム○○（女性、84年生まれ）に2010年1月に発病した慢性骨髄性白血病は、被災労働者が高等学校3学年に在学中だった2002年7月、サムソンディスプレイ天安事業場に現場実習に来て採用され、勤務中の激しい疲労感、生理不順、不妊など、健康上の理由で2008年2月に退社するまでの約5年7ヶ月間を『カラーフィルター3ライン・フォト工程』で生産職として働き、ベンゼン、電離放射線、極低周波磁場、夜間交代勤務など、様々な種類の職業的な発癌要因に複合的・持続的に暴露したことが原因として作用して発病したと見て、勤労福祉公団天安支社に労災保険(最初療養と休業手当)を申請。

### 2、事件の進行と経過

- 2014年10月28日、勤労福祉公団天安支社に労災申請。
- 2014年12月31日、産業安全保健研究院に疫学調査を依頼。
- 2015～2017年3月、サムソンの拒否と保守的な法解釈によって、被災者側の法律上の疫学調査参加権を排除して疫学調査を実施。
  - ※産業安全保健法、公認労務士法など関連規定によって、被災者は疫学調査参加権が保障されており公認労務士はこれを代理できるが、疫学調査機関はサムソンが被災者側の事業場への出入りを拒否しているという理由で、被災者側(被災者、代理人・公認労務士)を排除した状態で現場調査を実施。
  - ※これに対し被災者側とパノリムが、客観性と公正性のない疫学調査を中断して、被災者側の疫学調査参加権を保障しろと強く要求(2015年6月に公文書を発送、2015年7月に記者会見、雇用労働部との面談など)したが、法解釈上サムソンを制裁できないという理由で、サムソンが見せる作業環境についてだけ現場調査を行う。
- サムソンは公認労務士の『代理権』だけでなく、当事者である被災者の疫学調査『参加権』まで拒否。

※先の19回国会に関連法の改正案が発議されたが、会期満了で廃案

○ 2017年3月6日、勤労福祉公団天安支社に疫学調査の結果を送付

※産業安全保健研究院・作業環境分科委員会の審議意見：業務関連性は低い

※産業安全保健研究院・業務関連性評価委員会の審議意見：業務関連性は低い

○ 2017年6月14日、勤労福祉公団ソウル業務上疾病判定委員会の判定会議

※判定結果：出席委員5人中、認定2人、不認定2人、棄権1人→再審議に回付

○ 2017年6月23日、勤労福祉公団・ソウル業務上疾病判定委員会の再判定会議

※再判定結果：出席委員7人中、認定5人、不認定2人→認定

○ 2017年7月3日、勤労福祉公団天安支社が産業災害承認処分

※ 2017年7月3日、処分結果を通知

### 3、主な争点

○ベンゼンなど発癌要因への暴露の有無

※疫学調査の結果、ベンゼンの職業的な暴露はなく、ホルムアルデヒド、放射線、極低周波磁場の職業的な暴露はある。

○ベンゼンなど発癌要因の暴露レベル

※疫学調査の結果、ホルムアルデヒド、放射線、極低周波磁場の職業的な暴露レベルは低いものと推定される。

### 4、判定結果(再判定)：業務上疾病を認定

#### <再判定の要旨>

#### <疫学調査の限界>

○たとえ疫学調査の結果として、白血病と関連のある作業環境的な要因としてのベンゼン、ホルムアルデヒド、電離放射線、極低周波磁場の暴露レベルが、現在確保できる資料に基づいていなかったり低いものと推定して業務関連性が低いと判断したとしても、このような一回性の測定結果が、それまで被災者が働いた作業環境、すなわち日常的で継続的な作業過程で生じる実際の有害物質への暴露状況を把握するには限界がある。

#### <判断>

○(暴露水準) 被災者は生産ラインのうち、最も古くなった3ラインで働き、十分な保護装備を着用せず、約5年8ヶ月間、手動工程で勤務したことを見れば、疫学調査の結果

よりも多くの量の発ガン物質または有害物質に持続的に暴露したと推定される。

- （換気の共有による複合暴露） 換気システムは色々な工程の設備に繋がっており、間接的に有害な化学物質に暴露する危険が大きかった業務形態などを考慮すれば、他の工程で使われた多様な有害物質に暴露した。
- （複合暴露による有害性の上昇） たとえそれぞれの有害物質の暴露レベルが独自に発病を起こす程ではなくても、色々な有害物質に複合的に長期間暴露した場合、白血病の発病または悪化を起こす可能性がある。
- （非職業的要因） 被災者に白血病の発病に関連した遺伝や持病など、非職業的な発病要因がないこと、サムソン電子が最初の職場であり、白血病の潜伏期間を考慮した時、サムソン電子退職後の要素が原因になって白血病が発病したとは見られない。
- （発病当時の年齢） 発病当時、被災者の年齢はわずか 25 才であった。
- （結論） したがって被災者に発生した白血病と業務との間には相当因果関係があるので、業務上疾病と認定される。

## 5、今回の労災承認の意味と示唆する点

- サムソン半導体に続き、サムソン LCD でも白血病が労災として承認された。
- LCD 生産職の白血病の発病に関して産業災害と認定された最初の事例。
  - ※サムソン SDI など半導体と、LCD と類似の製造工程の事業場の労働者に発生した血液癌等で、労災承認が拡大する可能性を示唆。
- 疫学調査の限界と問題点の指摘と、過去の作業環境の有害要因への暴露状況に対する積極的な把握の必要性を提示。
  - ※一回だけの測定結果で、過去の作業環境の実際の有害物質の暴露状況の把握には限界。
  - ※過去作業環境の劣悪さ、換気の共有による複合暴露とそれによる有害性の相乗作用、非職業的な要因の有無、発病当時の年齢などを総合的に考慮して、過去の作業環境での、実際の有害物質への暴露状況の把握が必要。

## 6、今回の事件を契機に労災行政の改善を期待

- 産業災害補償保険法上の業務関連性に関する立証責任が被災者側にあることに対する、制度的な改善策作りが急がれる。
  - ※被災者側の立証責任の緩和または転換に対する検討が必要。

※被災者の疫学調査など、災害調査への参加権の保障と、公認労務士・弁護士の代理権の保障など、立証責任を履行するための法制度的な整備が必要。

○ LCD と類似の PDP(ディスプレイ・パネル)を生産するサムソン SDI も調査中。今回の事件を契機に、類似の事業場の職業性癌の労災認定を期待。

○文在寅大統領が明らかにした『国民調査委員会』等、大統領府が直接取り組んで、半導体電子産業の広範囲な職業病問題に対する徹底した調査を期待。

※7月3日に文在寅大統領が明らかにした国民が直接参加する『国民調査委員会』等、大統領府が直接取り組んで、サムソン半導体、LCD、SDI など、半導体電子産業の労働者に持続的に発生している職業性癌、稀貴疾患などに対する、徹底した透明な調査の実施を期待。

半導体労働者の健康と人権守り (パノリム)

電話 : 02-3496-5067、FAX : 02-6442-5065、住所 : (156-827) ソウル市銅雀区舎堂洞 1049-4 キョンシン・ビル(南部循環路 2019) 5階 501号

ホームページ : <http://cafe.daum.net/samsunglabor>

後援口座 : 国民銀行 043901-04-206831(預金者 : パノリム)(既存後援口座を 2013年9月から上のように統合、変更しました。)\* CMS 定期後援も可能です(電話で問い合わせ)